

ハイライト:

- ・減価償却制度の特例措置について解説します
- ・健康保険・介護保険及び雇用保険の料率が変わります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶 1

減価償却制度の特例措置 1

消費税の還付申告書提出時の添付書類の義務化 2

健康保険・介護保険と雇用保険の料率変更について 2

季節は春へと移りかわりましたが、肌寒い日が続きます。桜前線の便りが今から楽しみです。第49号では、減価償却制度の特例措置等について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HP上の「お役立ち情報」も日々更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

減価償却制度の特例措置

昨年度の税制改正は、震災やねじれ国会の影響で6月と12月にわかれて成立されました。前号では、そのうち減価償却制度の改正をとりあげましたが、今号では、この制度の特例措置について解説していきます。減価償却制度の改正内容は、**平成24年4月1日以後に取得した資産**から、定率法の償却率が定額法の償却率**250%から200%に引き下げ**られるものです。従って、事業年度が平成24年4月1日前に開始し、かつ同日以後に終了する法人の場合、固定資産をその取得の日に応じ、200%定率法と250%定率法のそれぞれの償却率に区分して償却計算を行う必要があります。

そのため、次の、**が特例措置として手当されました。**

平成24年4月1日前に開始、同日以後に終了する事業年度(=改正事業年度)において、平成24年4月1日以後に取得をした減価償却資産に250%定率法を適用できる措置 <出典:国税庁HP>

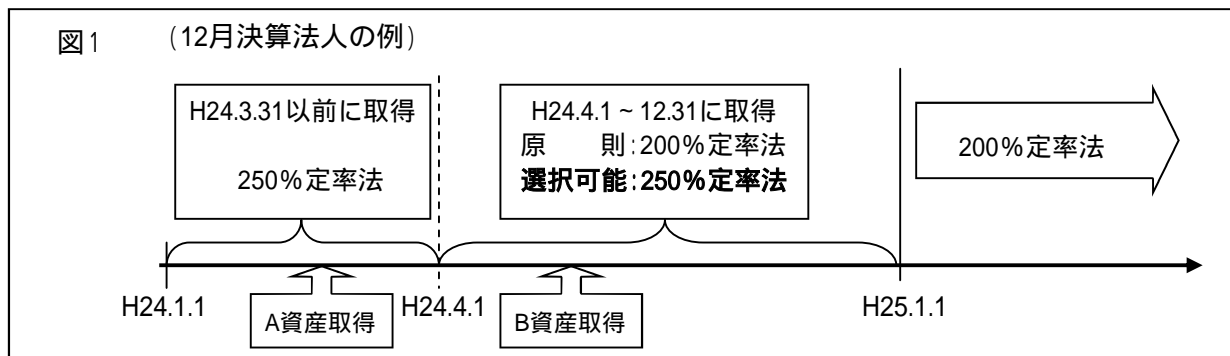


図1のように12月決算法人がA資産を3月、B資産を5月に取得した場合、原則であれば、A資産は250%定率法、B資産は200%定率法となります。ただし、この特例措置を適用すればB資産も250%定率法を適用することができます。

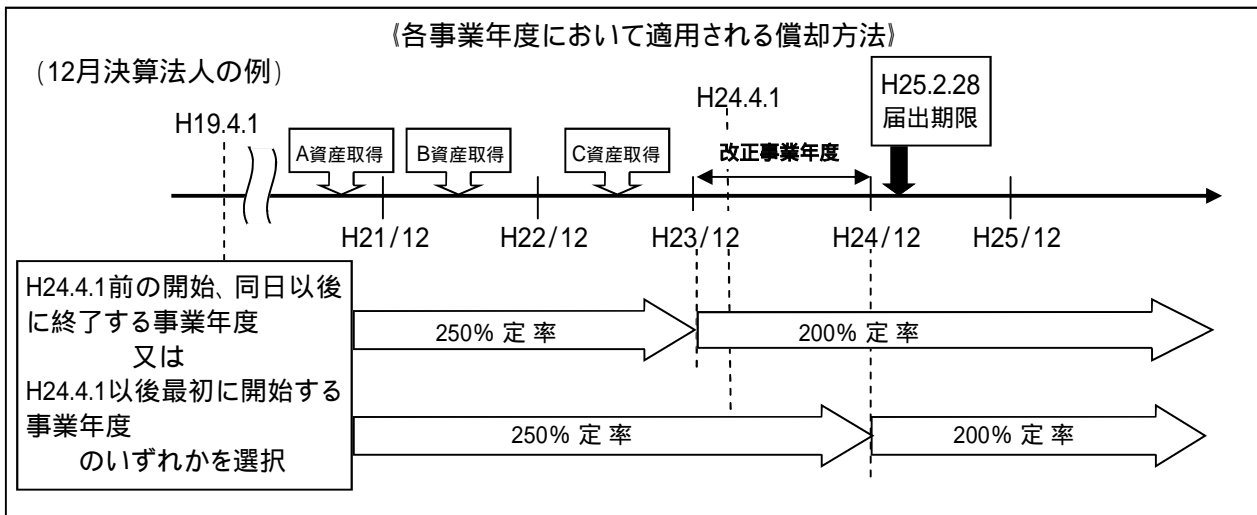
この特例制度は任意に選択することができます。選択するに当たり所轄税務署への届出等の手続きは必要ありません。

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した減価償却資産に200%定率法の適用ができる措置

平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに税務署へ届出を提出した場合には、法人の選択で、改正事業年度または、平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度のいずれかの事業年度以後における償却限度額の計算について、その減価償却資産の全てを平成24年4月1日以後に取得したものとみなして、200%定率法により償却計算することができます。なお、この特例措置を適用しても当初耐用年数で償却が終了するように、調整対応が行われます。

イメージ図

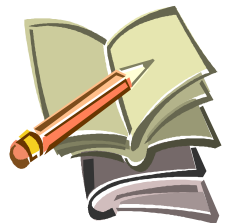
< 出典: 国税庁HP >



3月決算法人が の特例措置の対象となる事業年度は、平成25年3月期のみとなります。なお確定申告書の期限の延長を行っている場合は、延長後の提出期限迄に届け出ます。

消費税の還付申告書提出時の添付書類の義務化

消費税の還付申告書を提出する場合「仕入税額控除額に関する明細書」の提出が要請されてきました。平成23年6月の税制改正により、平成24年4月1日以後に提出する消費税の還付申告書から、「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されます。「消費税の還付申告に関する明細書」は、「仕入税額控除額に関する明細書」に比べ、課税資産の譲渡や輸出取引に係る項目等が追加されています。



協会けんぽの健康保険・介護保険と雇用保険の料率変更について

健康保険の一般保険料率（都道府県単位保険料率）と介護保険料率（40歳から64歳までの方）が改定され、平成24年3月分（4月納付分）から新料率が適用されます。各都道府県の料率は、全国健康保険協会のHPより、ご確認ください。

健康保険組合に加入されている場合には、各組合へご確認ください。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの雇用保険料率が改定され、従前より引き下げられます。

事業の種類	保険率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	13.5 / 1000	8.5 / 1000	5 / 1000
農林水産・清酒製造の事業	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000
建設事業	16.5 / 1000	10.5 / 1000	6 / 1000

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

(平成24年4月14日 移転)

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい。リニューアルいたしました！
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>